

看護小規模多機能型居宅介護 審査基準表

	評価項目	評価のポイント	配点
法人関係	事業実績	当該事業をはじめ高齢者福祉事業等において、十分な事業実績を有しているか。	30
	法人代表者の適正	介護サービスを運営する法人の代表者としての的確な者であるか。	
	経営状況	経営の状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	
	建設及び運営資金の確保状況	事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっているか。	
施設運営関係	経営理念について	介護保険法等の関係法令に基づくとともに、熱意と意欲をもって、事業を運営するものになっているか。	40
	施設サービスについて	施設運営にあたり、日常生活支援、入居者の健康管理、緊急時の対応、補償制度の加入、家族・地域との交流、苦情対応のサービス向上に向けた具体的な取り組みが計画されているか。	
	施設運営の独自の取り組み・特色について	施設運営にあたり、独自の取り組み・特色があり、その取り組みは施設サービスの向上に資するか。	
	職員の処遇について	職員の処遇について、研修や定着率向上対策など、具体的な取り組みが計画されているか。	
	職員配置基準	職員配置について、基準を上回る数の職員の配置が見込まれるか。	
整備方針	施設の立地状況	施設利用者の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮できること。各種法令に適合していること。また、当該施設を運営する観点から適切な面積及び形状であるか。	20
	建設用地の確保	建設用地及び建物の確保（所有）が確実に見込まれるものか。	
	施設整備内容	当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっているか。	
その他	プレゼンテーション	プレゼンテーションでの説明や受け答えが、知識・経験に裏付けされた論理的説明であり、取組意欲、熱意が感じられるか。	10
合 計			100